

令和元年第12回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年3月12日(木) 午後1時30分から午後5時00分

2. 開催場所 人権交流プラザ2階研修室

3. 出席委員 (23名)

会長	3番	濱田香	議長職務代理者	9番	田 洸 緑
委員	1番	家根宗継	委員	15番	山福口三子夫
〃	2番	川上信温	〃	16番	福田淳一郎
〃	5番	小林一	〃	17番	加藤藤修
〃	6番	大西淳隆	〃	18番	柳田和廣
〃	7番	石谷隆二	〃	19番	田中幸美
〃	8番	山田準憲	〃	20番	村田幸範
〃	10番	建部憲二	〃	21番	福安川重修
〃	11番	小林勉	〃	22番	砂川雄彦
〃	12番	猪口実司	〃	23番	福田東和
〃	13番	岩永正	〃	24番	福安東和
〃	14番	香川恵			

4. 欠席委員 (1名)

委員	4番	谷口伸樹
----	----	------

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：22名)

旧市	山田義光	旧市	霜田英之
邑美	有本知勝	邑美	下田田男
せんだい	有田裕	せんだい	上田田一
高草	佐藤徳太郎	高草	民田谷富男
湖南	木浪哲夫	湖東	河崎正顯
湖東	小松和幸	湖東	佐々木仁雄
国府町	澤田富雄	福部町	平林文久
河原町	岸本明人	用瀬町	池本久和
用瀬町	小林照美	佐治町	山田増治
気高町	下村益雄	気高町	角田完
青谷町	山田千也子	青谷町	伊藤藤茂

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第65号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第66号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第67号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第68号	農地転用事業計画変更申請について
議案第69号	非農地証明について
議案第70号	鳥取農業振興地域整備計画の変更について
議案第71号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の決定について
議案第72号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第73号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事 森下(臨)
農政企画課 森木主事

8. 会議内容

開会：13時30分	
議 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第12回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在23名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、11番 小林勉委員、12番 猪口委員を指名します。</p> <p>では、議事に入ります。議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第65号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号64番につきましては、気高町下石地内の畑、293㎡を贈与により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は住所地から10km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は66アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
角田委員	現況は畑として利用されております。譲渡人が体調不良で農地を手放したいということで、同じ集落で農業をしている法人の代表者が譲受人ということですので、耕作意欲もありますし、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
田中和委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号64番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号65番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号65番につきましては、朝月地内の田、1,451㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は239アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

上田委員 譲渡人は高齢で後継者がおらず、以前からその土地を耕作していた譲受人へ売買するもので、取得後も今までと変わりなく耕作されるため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

大西委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号65番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号66番を審議します。事務局の説明を求めま

事務局 整理番号66番につきましては、佐治町古市地内の畑3筆、1,755㎡を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明しま

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から3km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は40アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山下委員	譲受人は、以前から利用権設定して作物を栽培しており、取得後も引き続き栽培されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福安委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号66番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号67番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号67番につきましては、国府町町屋地内の田2筆、4,698㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から10km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は146アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
澤田委員	譲渡人が体調不良のため、申請地の隣地で作付けしている譲受人に売買するというもので、取得後も耕作されるため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
小林勉委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号67番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号68番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号68番につきましては、馬場地内の田、1,162㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積20アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は462アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
下田委員	申請地は水田として利用されております。譲受人は規模拡大のために取得されるので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員は当事者のため退席しておりますので、現地確認をした代わりの農業委員の報告をお願いします。
大西委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号68番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第66号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 整理番号14番につきましては、農業用倉庫を転用目的とするものです。 申請地は、野坂地内の田2筆、合計353.35㎡です。農地区分は、農用地区域内農地、許可根拠は、農用地利用計画指定用途に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。

議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
民谷委員	3月2日に担当農業委員と現地確認しました。嶋から野坂までの県道の拡幅工事に伴いまして、農機具倉庫2棟を持たれていますが、移転を求められています。このため農道を隔てた申請者の土地に農機具倉庫を新設するものです。現在は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、その他の用具を保管されています。新しく建てる倉庫については、農道に添って建てられる予定で、周辺の田畑とは十分な距離が保たれており、特に支障になることはありません。また、周辺農地の所有者との間で、倉庫建設に関し同意書は既に取り交わされています。以上のことから、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
加藤委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号14番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号15番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号15番につきましては、倉庫を転用目的とするものです。 申請地は、福部町南田地内の畑2筆、合計577.98㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
平林委員	3月10日に担当農業委員と事務局で現地確認しました。住居の北側に倉庫があるんですけど、新たに倉庫を新設する。もう一つは、本宅の横にあった倉庫が古くなったもので、10年以上何も作っていなかったもので、既に4～5年前に倉庫を新築して、利用しておられます。申請者の家族から聞いたところ、耕作されていない土地だったので、農業委員会の許可は必要ない土地だと思っておられました。今後、こういうことがないようにということで、顛末書が添えられています。今後は、手続きをしていただくように家族の方にも伝えていきます。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
香川委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号15番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第67号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 整理番号39番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。

申請地は、吉岡温泉町地内の田1筆、1183㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。
申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。
申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

木浪委員 2月29日に担当農業委員と現地確認しました。転用目的は、駐車場とということで、譲受人の駐車場がないものですから、地域住民の要望があったものです。駐車場としては、38台分の駐車スペースでございます。譲渡人は、隣接地の関係者から了解を得ておられるようです。
転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

福田(淳)委員 担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号39番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号40番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号40番につきましては、太陽光発電施設を転用目的とするものです。
申請地は、吉岡温泉町地内の田3筆、合計2,526㎡です。農地区分は、第3種農地、管埋設道路沿道の区域の農地に該当します。
申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。
申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

木浪委員 2月29日に担当農業委員と譲渡人と現地確認しました。譲渡人は、現在、高齢のため田圃を作っておられません。
転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

福田(淳)委員 担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。譲渡人も高齢のため、農地が管理できないということで、草刈りを他の人にやってもらったということで、相談されて太陽光発電にたどりついたようです。

議長 では、質疑・意見はございませんか。

田中(和)委員 以前、太陽光の件で、私、質問したことがあるんですけども、建てる時は申請が出て、万が一自然災害が出た時の対処が、後始末まできちんと出ているのでしょうか。

議長 計画の書類には、もちろん、必要だと思いますけれども、事務局をお願いします。

事務局	<p>後始末につきましては、計画の中に撤去の費用含めた申請を経産省（資源エネルギー庁）に提出することになっておりまして、費用的な面では、計画に出しております。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。申請を出す段階で、費用とか経費をしっかりと持っているかというような書面も付けるようになっているようです。</p>
田中(和)委員	<p>基本的には、計画書だから出ているんですよ。最後までのがね。ただ、これが倒産した場合、これの撤去の方法が、全然、今まで、記載されていないんですよ。そうしたら、許可は出すんですけど、倒産した場合に、放置された場合は、鳥取市農業委員会として、どう対処するのかなど。</p>
議長	<p>難しいですね。多分、倒産した場合は、私の個人的な見解ですけど、誰かがそれを持つと思います。壊れてなければ、売電で収益が上がるので。老朽化が大体20～30年を目途に計画を立てられているようなので、撤去費用は、最初の申請の時の書類に積み立て方式になっていて、（撤去費用が）置いてあると思います。</p>
田中(和)委員	<p>それはあくまでも、成功の分ですよ。倒産って言ったら、数字合わせだけあるんですよ。だけど、中身が伴っていないので、倒産するんですよ。自然災害の分で、最近多いんですよ。太陽光のパネルが強風で飛んでいる映像がテレビに出たりしていますよね。そして、水害においても壊れていますよね。この辺は、県外の方はどういう風なやり方しているかというの、やっぱり検討しなければならないのでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局から話をさせていただきます。計画段階では、既に先ほど説明しましたようなチェックしかできないというようなことがございます。倒産したらどうするんだというような話でしたけれども、基本的にはそこまでを加味してということには判断はできないと思います。そんなことを言ったら、全部ダメだという判断になってしまいます。ただ、契約書の中で、利用が終わった後については、原状復旧という契約になっているという状況にはなっております。その辺の所での判断になると思います。ただ、全くないかということ、本当に倒産されてほっとらかしになる可能性はないとは言いませんが、今、現在のスタートする段階で、あなたの所は倒産しますよということ話では全くないので、その辺の所は難しいかと思っております。</p>
田中(和)委員	<p>なぜ、こういう質問するかというと、施設園芸でハウス、鳥取市の農業委員会も雪害で倒れて、撤去命令を出してもなかなか撤去してもらえなかった例が過去にあったんですよ。そういうことを含めて、貸主、借主、うまく行けば好意で撤去してもらえるんですけども、農業委員会として指導しても撤去しない分があったんですよ。過去にも、こういう例がありながら、ないからという想定で、過去に紛争のあったところにも行ったんですよ。すごい甘い考えではないかと思っておりますよ。</p>
議長	<p>鳥取県の農業会議の方も太陽光発電の取扱いのガイドラインも作っているようですので、その都度、倒産はないですけども、そういった案件が出た場合には、事務局が申請の方をそれに沿って受け付けてもらえると思います。潰れたり、倒産する場合がありますけれども、農業委員会の業務としては、そこまで、よろしいですか。</p>
田中(和)委員	<p>キリがないんで、あれだけれど、許可したら後始末まで責任を持たないといけない組織です。その辺の認識を皆さん持っているのであれば、いいですよ。</p>
建部委員	<p>我々は、農地転用の許可を出すか出さないかの所なんで、会社が倒産するとかハウスが壊れたとか、そこまで農業委員会が面倒を見なければならぬのかと思います。分かりますけれど、田中さん、我々は、転用を許可をするかせんかの所です。ご理解をお願いします。</p>

議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号40番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号41番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号41番につきましては、店舗併用住宅を転用目的とするものです。 申請地は、国府町町屋地内の田1筆、611㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
澤田委員	3月7日に担当農業委員と現地確認しました。現地を見ましたところ、コンクリート畦畔できっちり境界がなっておりますし、片方は住宅、もう一方は水田がありますけど、全く問題がないと思います。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
小林(勉)委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。貸人と借人は親子関係です。図面を見ても明らかですが、その辺は集落でみっちり家が建っております。排水関係も問題ないと思います。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号41番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号42番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号42番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、生山地内の田1筆、555㎡です。農地区分は、第1種農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有本委員	3月3日に担当農業委員と現地確認しました。申請者のご家族の話も聞きました。去年も上のお姉ちゃんの家を建てられました。続いて、下の妹さんも家を建てることになりました。集落の地内で住宅も続いておりますし、両サイドの農地をお持ちの方の承諾書もきっちり入っておりますし、雨水、下水も迷惑をかけることはございません。 転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
村田委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。

議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号42番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号43番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号43番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、用瀬町鷹狩地内の畑7筆、合計2993.22㎡です。第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
小林(照) 委員	3月2日に担当農業委員と事務局と譲受人で現地確認しました。申請地の現状は、遊休農地で草刈り等は、年に1回は実施しております。申請地には赤線が通っております。また、違反転用はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
安東委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号43番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号44番、45番、46番は、関連事案のため一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号44番につきましては、太陽光発電施設を転用目的とするものです。 申請地は、青谷町善田地内の田1筆、929㎡です。第2種農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
	整理番号45番につきましては、太陽光発電施設を転用目的とするものです。 申請地は、青谷町善田地内の田2筆、2419㎡です。第2種農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
	整理番号46番につきましては、太陽光発電施設を転用目的とするものです。

	<p>申請地は、青谷町善田地内の田1筆、1226㎡です。第2種農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山田(千)委員	3月4日に地権者3名と担当農業委員と現地確認しました。図面を見ていただければ分かる通り、整理番号44、45、46は同一区画のため、一括報告させていただきます。申請地は3年前に太陽光発電施設を設置された場所の隣の田です。整理番号44と45の田は隣り合わせで、太陽光発電施設の設置されている所の東側です。整理番号45、46の田も隣り合わせとなり南側です。水路は整備されており、この度の申請により、この水路を利用する田は、すべて太陽光発電施設のある所となります。近所の同意書もあります。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
山口委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号44、45、46番について、一括して原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p> <p>では議案第68号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第68号農地転用事業計画変更申請について説明します。</p> <p>整理番号3番につきましては、従前の許可内容が一時転用であったため、期間延長を事由とした事業計画の変更になります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
小松委員	3月5日に担当農業委員と事務局で現地確認をしました。砂取りの所でありまして、平成30年に当初の申請が出ておりました。事業の計画より砂の出荷量が少ないため、砂の採取期間を延長したいということで、申請が出ております。承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号4番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号4番につきましては、建売住宅の工期延長と建物仕様変更を事由とした事業計画の変更になります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。

池本委員	3月2日に担当農業委員と事務局で現地確認をしました。申請は工期の延長ということでございます。現場は2棟が建設されておられまして、後は真ん中が空いております。消費税とか新型コロナとか経済が非常に不安定になっております。大変だろうなと思っております。承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
安東委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第69号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第69号非農地証明について説明します。 整理番号126番の申請地は、福部町箭溪地内の畑1筆、485㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号128番の申請地は、福部町箭溪地内の畑1筆、78㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号129番の申請地は、福部町箭溪地内の畑1筆、225㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
平林委員	担当の山里推進委員は本日欠席ですので、代理で報告させていただきます。3月10日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑木・孟宗竹が繁茂し山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
香川委員	担当推進委員の報告のとおりであり、農地であった面影も無かったため、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号126番、128番および129番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号127番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号127番の申請地は、橋本地内の田3筆、合計3,454㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
下田委員	2月28日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。本件は昨年10月に不承認となった案件です。申請地の現況は、建設土木業者の駐車場および資材置場として利用されているほか雑種地となっております。申請地は現在、農業振興地域内農用地区域から除外されております。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
村田委員	私は不承認となった10月は欠席しておりました。申請地は市道に面した農地で、申請地周辺は申請地と同様に雑種地となっているため、取水が出来ない状況です。30年以上前から埋め立てがられており、申請人は高齢のため、今後、耕作することは困難であると思われるので、担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
田中和委員	転用の事実行為から20年以上経過してさえいけば、承認して良いのか。今まで指導を行ってきた土地に対して非農地証明申請が提出されたからと言って、やむを得ないという理由だけで承認するのはいかがなものかと考えます。
建部委員	非農地証明申請が提出される土地のほとんどは無断転用による人為的潰廃地なので、致し方ないのではないかと。
議 長	このようなことにならないためにも、日頃からのパトロールおよび是正指導を徹底していただきたいと思います。
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号127番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号130番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号130番の申請地は、気高町下坂本地内の畑2筆、合計287㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
下村委員	3月3日に申請人、担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は県道沿いに位置しており、60年以上前には母屋の敷地となっておりますが、母屋の建替えが行われてからの申請地の現況は、隣接の宅地と一体的に住宅敷地および家庭菜園として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
猪口委員	県道の向かい側は、ほ場整備された区域になると思われませんが、ほ場整備の際にこういった耕作条件の悪い残地を残してしまうことが問題ではないかと考えます。
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号130番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号131番は整理番号132番、133番および134番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号131番の申請地は、青谷町露谷地内の畑4筆、合計976㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号132番の申請地は、青谷町露谷地内の畑1筆、195㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号133番の申請地は、青谷町露谷地内の畑1筆、347㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号134番の申請地は、青谷町露谷地内の畑1筆、221㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。

議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
伊藤委員	3月11日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑木・竹が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号131番、132番、133番および134番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号135番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号135番の申請地は、吉成地内の田2筆、合計191㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
霜田委員	3月5日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、隣接の宅地と一体的に庭、通路および駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
岩永委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号135番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号136番は整理番号137番、138番、139番、140番、141番、142番、144番、147番、148番、149番、150番、151番、152番および156番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号138番、149番、150番および151番につきましては、申請者より取下げの申し出がありましたので、議案からは削除していただきますようお願いいたします。 整理番号136番の申請地は、上段地内の畑2筆、合計108㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号137番の申請地は、上段地内の畑1筆、81㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号139番の申請地は、上段地内の畑3筆、合計1,010㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号140番の申請地は、上段地内の畑1筆、76㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号141番の申請地は、上段地内の畑1筆、360㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号142番の申請地は、上段地内の畑1筆、158㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号144番の申請地は、上段地内の畑1筆、79㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号147番の申請地は、上段地内の畑1筆、416㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。

整理番号148番の申請地は、上段地内の畑1筆、175㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号152番の申請地は、上段地内の畑4筆、合計778㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号156番の申請地は、上段地内の畑1筆、364㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

佐藤委員 3月3日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は上段の集落内に位置しており、申請地の現況は、雑木・竹が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

加藤委員 担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号136番、137番、139番、140番、141番、142番、144番、147番、148番、152番および156番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号143番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号143番の申請地は、倭文地内の田2筆、合計150㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

有田委員 2月27日に担当農業委員と現地確認しました。申請地の現況は、駐車場として利用されており、隣接地は昨年、非農地証明申請が提出され承認された土地になります。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

建部委員 担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号143番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号145番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号145番の申請地は、覚寺地内の田4筆、合計1,781㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃および人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

山田義委員	3月2日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地は山に囲まれた土地で、県道沿いに位置しており、申請地の現況は、県道敷地となっているほか、雑草が繁茂し原野化しておりました。隣接地に迷惑をかけたくないということで竹は伐採されたようですが、長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地および人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
会長職務代理者	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
濱田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号145番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号146番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号146番の申請地は、賀露町南五丁目地内の畑1筆、126㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
河崎委員	3月5日に担当農業委員、湖東地域の推進委員2名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	担当推進委員の報告のとおりで、申請人は介護施設に入居されており、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号146番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号153番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号153番の申請地は、伏野地内の畑1筆、11,607㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
佐々木委員	3月5日に担当農業委員、湖東地域の推進委員2名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑木・黒松が繁茂し、原野化しておりました。隣接地は既に非農地証明申請が提出され承認された土地になります。湖東大浜土地改良区からの同意も得られており、長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

	<p>整理番号153番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号154は整理番号155番と関連していますので一括して審議します。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号154番の申請地は、伏野地内の畑3筆、合計2,985㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号155番の申請地は、伏野地内の畑1筆、872㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
佐々木委員	<p>3月5日に担当農業委員、湖東地域の推進委員2名および事務局と現地確認しました。申請地は鳥取砂丘コナン空港の西側に位置しており、申請地の現況は、雑木・黒松・セイタカアワダチソウが繁茂し、原野化しておりました。湖東大浜土地改良区からの同意も得られており、長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
川上委員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、申請地は海に近いことで塩害もあり耕作は困難なため、承認することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号154番および155番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号157番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号157番の申請地は、瀬田蔵地内の田1筆、畑1筆、合計650㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
木浪委員	<p>2月27日に担当農業委員と現地確認しました。申請地の現況は、申請地周辺も含めて雑草・雑木が繁茂し、原野化しておりました。隣接地は昨年12月に非農地証明申請が提出され承認された土地になり、本件は申請漏れであったと推測されます。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断し</p>
議長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
福田淳委員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p>
山田義委員	<p>申請地周辺に被害が及ぶことはないのか。</p>
木浪委員	<p>申請地周辺は自己所有地および耕作者不在のため、問題ないと判断しました。</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号157番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第70号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第70号鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について説明します。協議番号鳥取1につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。</p> <p>土地の所在は、湖山町北六丁目地内で田1筆、1028㎡を除外するものです。除外の理由は、駐車場を設置するためです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
小松委員	<p>担当農業委員と現地確認しました。申請地は、畑の一番端で、周りは住宅が建っております。西側に既存の会社の社屋が隣接しております。</p> <p>除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。</p>
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	<p>担当推進委員の報告のとおりで、除外することに問題ないと判断します。ただ、私の意見として、もう少し付け加えさせていただきたいのは、現在、施設設置者の住所の西側の農地を、駐車場にしておられまして、農地を復元して返すという条件をきっちり付けていただかなければ、認められません。</p>
議長	はい、事務局どうぞ。
事務局	<p>現況、農振農用地内の農地が一部が駐車場になってしまっていることは、おっしゃるとおりです。通知を送る際に、そちらの方は原状復旧しないと、農地転用でも、農振の関係でも良くないとお知らせをさせていただけたらと思います。</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>協議番号鳥取1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして協議番号鳥取2を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>協議番号鳥取2につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。</p> <p>土地の所在は、宮谷地内で田1筆、1305、5㎡のうち298.39㎡を除外するものです。除外の理由は、事務所（工場）を設置するためです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
民谷委員	<p>3月2日に担当農業委員と現地確認しました。申請地は、去年まで水稻を作られておりました。県道を拡幅するというので、直接、道を広げることによっては、建物にかからないが、工場と道の間4mくらいの幅の中型のトラックを置くスペースがなくなります。また、道が工場の目の前にあると、車が通った時の振動が、工場の中の精密機械に影響を与えて精度がでなくなる恐れがあります。そのため、工場を移転しなければならないということで、移転候補地をいろいろ探された結果、申請地になりました。</p> <p>除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。</p>
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
加藤委員	担当推進委員の報告のとおりで、除外することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>協議番号鳥取2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして協議番号鳥取3を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	協議番号鳥取3につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。 土地の所在は、下段地内で畑1筆、394㎡のうち174.43㎡を除外するものです。除外の理由は、車庫を設置するためです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
民谷委員	3月2日に担当農業委員と現地確認しました。親御さんの畑がありまして、息子さんが定年間近で、定年後、百姓をするため、将来的にトラクターや田植え機を一緒に入りたいということで車庫および農機具倉庫を建てたいということです。 除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
加藤委員	担当推進委員の報告のとおりで、除外することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 協議番号鳥取3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして協議番号河原1を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	協議番号河原1につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。 土地の所在は、河原町長瀬地内で田7筆、合計6820㎡を除外するものです。除外の理由は、宅地を整備するためです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
岸本委員	3月6日に担当農業委員と事務局と現地確認しました。1人目の所有者の所は、耕作意欲がなく、多分、荒れる所になるんだろうと思います。2人目の所有者の所は、代替地が欲しいと言って言っていました。代替地が出来たようです。3人目の所は、ある方が耕作をしている所です。その人には、一切話がないんですよ。印鑑は要らんでしょうか。ちょっと、その辺聞いてみたいと思います。小作権は無視されてもいいものんでしょうか。
議長	皆さんの意見を聴いてみたいと思います。
小林(勉)委員	小作は権限がありますよ。利用権設定している分については、小作の判がなかったら何も出来ません。
事務局	利用権設定されているものにつきましては、借人の同意が必要だというのが確かなんですけども、今回の分につきましては、その方がされていると思いますが、利用権設定がされているということではなくて、お互いの話し合いの中でやられているというところで、農業委員会の台帳上も貸し借りが行われているという状況にはなっていないということですか。
岸本委員	一番おかしいのは、何で先に言って来られんのかってことです。一番、最後になって。全然、何も無しで、頭越しに作業進めとられるから。

事務局	ちえっと、確認ですが、所有者の方から特に話はなかったですか。
岸本委員	耕作者が所有者に聴きに行きました。1年間、耕作してくれということで、今年いっぱい作るようにしとるけど。
事務局	事務局の方では、土地の所有者に同意を取る際に、もし、今、利用されている方がいらっしゃったら、当然、その方に話をするのだろうということで判断をしていたと思います。
山田（準）	今日、ある1名の方の書類上の契約はしてないけど、耕作されておられる方がいることが分かった訳ですので、耕作者の同意を得るという作業をしてもらって、今日の段階では結論は多分出せないと思います。どうでしょうか。
事務局	同意書は法定には無いんですけども、確認しておくべき事項だろうということで、独自に取らせていただいているものであります。書類としては、必須のものではないので、申出者に強いるのは難しいのかと思います。
福田（淳）委員	意見を求められている訳ですので、まだ耕作者に同意を取っていない所があるようだと、同意を取ってくださいと付帯意見を述べたらいいと思います。
事務局	闊小作というのは、本来、農業委員会としては、認めるべき方向のものではないというように思っております。きちんと利用権設定等をしてもらってすべきです。現在、闊で小作をしている方に同意書をもらうのは、どうなのかなという気が若干思います。ただし、そういった人がいるというのは、今、お聞ききして分かっていますので、農業委員会としては利用されている方がいらっしゃるようなので、その方の同意を取るべきではないかという意見にしてはどうかと思います。
議長	今、事務局から意見をいただきました。今回の審議は、鳥取市長から規定に基づいた意見を求められたものですので、今の事務局の意見で決定ということによろしいですか。
小林（勉）委員	同意書をもらってからでないダメ。
議長	意見を求められているので、現に耕作されている方が知らなかったということが事実あるので、同意書をとってもらわないといけませんよということをして地権者の方に指導するべきということをして市長に返すということによろしいでしょうか。
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 協議番号河原4について、福田（淳）委員が意見を出していただきましたけども、付帯意見を付けることでご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして協議番号河原2を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	協議番号河原2につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。 土地の所在は、河原町神馬地内で田1筆、216㎡のうち30㎡を除外するものです。除外の理由は、墓地を設置するためです。 以上で説明を終わります。

議 長	では、担当推進委員が欠席ですので担当農業委員の報告をお願いします。
田淵委員	3月2日に担当推進委員と土地所有者と現地確認しました。土地所有者が今ある墓地を、自分の農地に移したいという案件です。なぜ、墓を移したいのかというと、現在の墓地が傾斜地にあるためです。除外することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 協議番号河原2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして協議番号青谷1を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	協議番号青谷1につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。 土地の所在は、青谷町吉川地内で田1筆、535㎡を除外するものです。除外の理由は、住居を設置するためです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
伊藤委員	3月11日に担当農業委員と事務局で現地確認しました。住宅が、かなり古くなり、建て替えたということ考えられたみたいですが、現在の住宅が建っている所は、山裾にあり、土砂災害の特別警戒区域ということで、(現在地では)再建できないということがありました。近くの住宅地で売ってもらえそうな所を探されたようなんですけれども、どなたも売ってもらうことが出来ないということで、仕方なく自分の農地で、そこだったら、どうなんだろうということ考えられたみたいですが。除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員	担当推進委員の報告のとおりで、除外することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 協議番号青谷1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。 では、議案第71号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第71号農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の決定について説明します。「別紙」をご覧ください。農地法施行規則第17条第1項の適用についてですが、2015年の農林業センサスの結果に基づきまして、別段面積を再度設定させていただいております。昨年同様の数値で変更点はございません。農地法施行規則第17条第2項の適用についてですが、空き家バンクに登録してある家屋に付随する農地の取得については1アールで取得できるというものですが、この1年間に農地の登録がなかったので変更なしにしております。よろしくをお願いします。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第71号について、承認決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。 では、議案第72号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第72号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和2年3月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規97件、更新127件、合計224件で、面積は、田585,764㎡、畑104,074㎡、その他3,099㎡、合計694,937㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権133件、使用貸借による権利91件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第72号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第73号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第73号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田203,408.90㎡、畑2,536㎡、その他2,610㎡。権利種別の内訳は、賃借権105件、使用貸借による権利28件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第73号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
	報告事項 (1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議 長	その他報告事項につきまして、事務局ありますか。 (特になし)
議 長	それでは検討事項がありますので事務局お願い致します。
	1 「令和元年度目標及びその達成に向けた活動計画」について

事務局	(活動計画について説明)
議長	何か御意見はありませんか。 (なしと呼ぶ者あり)
議長	それでは、次に移ってください。 「鳥取市農地の賃借料情報」について
事務局	(賃借料情報について説明)
議長	何か御意見はありませんか。 (なしと呼ぶ者あり)
議長	それでは、次に移ってください。
議長	「農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集結果の公表について」
事務局	
事務局	農業委員については募集を締め切っていますが、農地利用最適化推進委員については現在も募集中になっています。 農業委員の選考方法は、農政企画課で開催する農業委員選定委員会にて選定を行って行く予定にしていますが、農地利用最適化推進委員についても同様に選定委員会を設けて選定を行うこととしております。農地利用最適化推進委員選定委員会について、事務局の案として6ブロックの代表の方々、会長、会長職務代理者の8名で構成予定としています。 また、農業委員、農地利用最適化推進委員の応募者等についてはインターネットに氏名、志望動機、営農状況等を掲載していますのでご確認ください。なお、ネット環境がない方については農業委員会窓口にも準備していますのでご確認くださいませし、プリントアウトをしたものを数部用意していますのでお渡しすることができます。
議長	これについて、何か質問等ありませんか。 (なしと呼ぶ者あり)
砂川委員	少し話をしてもよいでしょうか。
議長	お願いします。
砂川委員	情報として聞いた話ですが、ロータリーなど大型特殊など公道を走るときには、大型特殊免許が必要ということを知りました。実際に岡山などでは検挙されているといった話も聞いています。農機具メーカーも慌てて周知を凶っているということを知っています。自分も該当するのですが、皆さんはどう対応しているのか、されようとしているのかお聞きしたいと思って発言させていただきました。 ちなみにですが、自動車学校では免許をとるのに13万円から15万円必要だと言われました。関金の農業大学校ではもうすでに予約でいっぱいとのことですが、5月になれば作業のため公道を走らなければならなくなってきました。 皆さんで取り組みされている方がいらっしゃれば聞かせてほしいと思います。

香川委員	<p>福部でもこの話題には非常に憂慮しています。他の地区に比べてさらに深刻だと思います。というのもラッキョウの堀機は7条掘りで1メートル90センチメートルありますのですべての機会が対象になってきます。正直20年前からある機械を今さら免許がいると言われて困惑しています。</p> <p>先ほどあった農業大学校ですが、県が働きかけたところ、農業大学校の試験は春と秋しかないようですが基本的には学生を相手にしているわけで一般の方は対象ではありません。ただ、10名くらいであれば受け入れ可能とのこと。農機具メーカーもまだ対策には至っていないということです。</p> <p>私の集落では13戸の農家がありますが、すでに大型特殊免許を取得しているのは2件、残りの11戸は免許をとりに行くことになりました。免許は自動車学校に掛け合っって今月終わりから取りに行くことになりました。</p> <p>何か新しい情報があれば、提供していきたいと思います。</p>
砂川委員	<p>農業も定年後に始める方もいらっしゃるの、参入しやすい環境を整えてほしいと思いま</p>
山田委員	<p>そもそも30馬力以上は前から免許が必要だったように思います。取り締まりが厳しくなったのは事故が多いから取り締まりを強化したものであって、農業者を標的にしたわけでもありませんし一般のかたでも守らなければならないと思います。また、昔に比べても機械は確実に大型化していますのでなおさら注意しなければなりません。</p> <p>農業大学校は、確かに年2回の試験を行っていますが農業大学校の学生には原則全員に大型特殊の免許をとらせていました。余裕があれば一般の方にも、免許をとらせていますが正直なところ余裕はないと思います。ただし各方面から働きかけを行っていく必要はあるように思います。</p> <p>法律に抵触しないよう、作業を行っていただきたいと思おいます。良い情報があれば共有していきたいと思おいます。</p>
会 議長職務代理	<p>以上で第12回農業委員会総会を終了します。</p> <p style="text-align: right;">閉会：17時00分</p>